

(9) 老人保護措置に係る各種加算等の取扱について

老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について

平成18年1月24日 老発第0124003号
都道府県知事
各指定都市市長あて 厚生労働省老健局長通知
中核市市長

〔最終改正〕平成18年4月12日 老発第0412002号

老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に係る国庫負担金については、平成16年度における三位一体改革により廃止し、一般財源化されたところであるが、引き続き地方自治体における法第11条の規定による措置が適切かつ円滑に行われるよう支援していくため、今般、別紙のとおり「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱に関する指針」を定めたので通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言とする。

また、本通知の施行に伴い、「老人福祉法による養護老人ホームにおける病弱者等介護加算制度について」（平成10年8月7日老発第507号厚生省老人保健福祉局長通知）及び「老人保護措置費の国庫負担（除雪費）の扱いについて」（昭和54年4月5日社老第17号社会局長通知）は、平成16年度限りで廃止する。

別紙

老人保護措置費に係る各種加算等の取扱に関する指針

1 加算内容

別記のとおり。

2 加算の考え方

加算額の決定にあたっては、養護老人ホームが所在する市町村の長（以下「市町村長」という。）が行うものとし、本指針に定める単価を参考に、地域の賃金の状況その他地域の物価等を勘案し、地域の実情に応じ、適正な水準とすること。

なお、市町村長は、加算対象者、加算対象施設及び費用の支弁について当該施設及び当該対象者を措置した市町村の長に通知すること。

別記

1 障害者等加算

(1) 目的

養護老人ホームの入所者のうち、要支援者・要介護者が有する介護ニーズについては、介護保険サービスにより対応することとされているが、要支援・要介護非該当者であっても継続的な援護を要する者が入所していることに鑑み、これらの者を援護できる体制の整備をすることにより、入所者処遇の充実を図るものである。

(2) 加算の対象

ア 加算対象施設

イにより加算対象と認められる者が入所定員（要支援・要介護該当者を除く。）の30%以上入所している養護老人ホームで市町村長が認定した施設とする。

イ 対象者

入所者のうち要支援、要介護非該当者であり、かつ、継続的な援護を要する者として、市町村長が適当と認めたもの。

(例) アルコール中毒患者、知的障害者等であり、援護を必要とする者 等

(3) 加算単価

加算対象者1人当たりの加算単価(月額)は、次に掲げる額とする。

施設定員	加算単価
60人以下	34,890円
61人～80人	29,900円
81人～110人	24,920円
111人～150人	19,940円
151人～200人	14,950円
201人以上	9,970円

(4) 認定方法

ア 加算対象施設及び加算対象者の認定の時期については、毎年4月1日現在において行うこととする。

イ 市町村長は、管内に所在する施設から別紙様式1を参考とした申請書を提出させ、その内容を十分審査し、加算対象施設を認定すること。

(5) その他

「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)別紙1の1(1)イの特別事務費月額の算定に当たっては、(3)の加算単価を1人当たり月額として、加算対象者を措置した場合の額及び加算対象者以外の者を措置した場合の額をそれぞれ算定すること。

2 夜勤体制加算

(1) 目的

夜間における処遇や緊急時の対応を適切に行うため、職員配置基準を超えて支援員を配置することにより、入所者に対する処遇の充実を図る。

(2) 加算の対象

次のいずれかに該当する施設であり、かつ、夜勤体制に移行している場合であって、市町村長が認定した施設とする。

ア 1の障害者等加算を受けている施設

イ 要介護認定を受けた者が入所定員の30%以上入所する施設

(3) 加算単価

区分	1施設当たり年額
13/100	5,815,000円
11/100	5,713,000円
10/100	5,662,000円
8/100	5,560,000円
7/100	5,510,000円
6/100	5,459,000円

5/100	5,408,000円
4/100	5,357,000円
3/100	5,306,000円
2/100	5,255,000円
1/100	5,204,000円
上記以外	5,153,000円

(注)

1 区分は、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）別紙1の別表1(1)の(注)に同じ。

2 「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）別紙1の1(1)イの特別事務費月額算定の当たっては、入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額（10円未満四捨五入）により、算定すること。

(4) 認定方法

ア 加算対象施設及び加算対象者の認定の時期については、毎年4月1日現在において行うこととする。

イ 市町村長は、管内に所在する施設から別紙様式2を参考とした申請書を提出させ、その内容を十分審査し、加算対象施設を認定すること。

3 入所者処遇特別加算

(1) 目的

高齢化社会の到来等に対応して、社会福祉施設においても高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細かな入所者サービスの向上を図るため、養護老人ホームにおいて、施設業務の中で比較的高齢者等に適した業務について高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算し、入所者処遇の一層の向上を図るものである。

(2) 「高齢者等」の範囲

「高齢者等」の範囲は、次に掲げる者としてすること。

ア 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において原則として満60歳以上65歳未満の者

イ 身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者）

ウ 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者）

エ 母子家庭の母及び寡婦（母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び寡婦）

(3) 「高齢者等」が行う業務の内容

高齢者等の身体的、精神的な状況等に適した業務であって、入所者処遇上効果的な業務内容とする。

例示すれば

ア 入所者との話し相手、相談相手

イ 身の回りの世話

ウ 通院、買い物、散歩の付き添い

エ クラブ活動の指導

- オ 給食のあとかたづけ
- カ 喫食の介助
- キ 洗濯、清掃等の業務
- ク その他高齢者等に適した業務

(4) 加算対象職員等の要件

加算の対象となる職員は、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 「高齢者等」を職員配置基準以外に非常勤職員として雇用する場合であって、当該年度中における「高齢者等」の総雇用人員の累積年間総雇用時間が400時間以上見込まれること。

なお、非常勤職員であってもその勤務形態が民間施設給与等改善費の加算率の算定の対象となる職員は対象とならないこと。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象とならないこと。

イ 職員配置数については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）の別紙3「老人福祉施設定員規模別配置基準表」に定める基準を充足していること。

ウ 職員配置基準上、一部非常勤となっている調理員等の非常勤職員は、今回の加算対象とならないこと。

エ 雇用形態は、通年が望ましいが、短期間でも雇用予定がはっきりしていて、入所者処遇の向上が期待される場合には、この加算対象としても差し支えないこと。

(5) 加算の方法等

ア 加算の認定

市町村長は、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式3-1を参考とした申請書を毎年12月末までに提出させ当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には別紙様式3-2を参考とした認定書を当該施設に速やかに通知し、次の方法により加算すること。

(ア) 算定の時期は、毎年度4月から11月までの実績、12月から3月までの雇用計画をもとに3月1日現在の被措置者に加算すること。

(イ) 母子家庭の母及び寡婦の確認は、福祉事務所等において行うこと。

(ウ) また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）においては、その算定の対象とされる者の雇用時間数を次のイの表の年間総雇用時間数に算入しないこと。

イ 認定額等の支弁及び算出方法

この加算額は、3月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとし、認定額等は、次の算式により算出すること。

加算の単価

単価＝加算単価÷その施設の3月初日の定員（10円未満四捨五入）

年間総雇用時間数	1施設当たり加算額（年額）
400時間以上	435,000円
800時間以上	726,000円
1,200時間以上	1,016,000円

(6) 報告等

ア 市町村長は、本加算を行った施設から別紙様式3-1を参考とした実績報告書を翌年4月末日までに提出させること。なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、その実績報告書を参考に決定すること。

イ 市町村長は、本加算を行った施設について、必要に応じ検証を行うこと。

4 施設機能強化推進費

(1) 施設が持つ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした介護相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所者の生きがい高揚や家庭復帰、社会復帰に向けての自立意欲の助長を図り、また、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難・誘導體制を充実する等総合的な防災対策を図り、適正な施設運営と施設機能の充実強化を推進する。

(2) 事業の種類及び内容

ア 種類

① 社会復帰等自立促進事業

(ア) 施設入所者社会復帰促進事業

(イ) 心身機能低下防止事業

(ウ) 処遇困難事例研究事業

② 専門機能強化事業

(ア) 介護機能強化事業

(イ) 機能回復訓練機能強化事業

(ウ) 技術訓練機能強化事業

(エ) 高度処遇強化事業

③ 総合防災対策強化事業

イ 内容

別表のとおり。

(3) 事業の選択

事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。

(4) 加算の方法等

市町村長は、事業を実施しようとする施設から、別紙様式4を参考とした申請書を提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は次の方法により加算すること。

なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相当の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所者処遇の向上等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。

ア 個々の事業毎の加算額は、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」(昭和62年7月16日社施第90号)の別表に定めるそれぞれの単価を限度とすること。

イ 1施設当たりの加算総額は、年額75万円以内(ただし、(2)のアの①及び②の事業のみを行う場合は年額50万円以内とする。)とする。

ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は補助の対象としないこと。

ウ この加算額は、毎月支弁する事務費の加算分として支弁するものとし、その加算分の措置費単価は次の算式により算定すること。(ただし、10円未満は四捨五入)

$$\text{単価} = \frac{\text{認定額}}{\text{定員} \times 12 \text{月}}$$

エ 別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については、同種の事業は対象から除外すること。

(5) 支出対象経費

- ・ 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）
- ・ 役務費（通信運搬料）
- ・ 旅費
- ・ 謝金
- ・ 備品購入費
- ・ 原材料費
- ・ 使用料及び賃借料
- ・ 賃金（総合防災対策強化事業に限る。）
- ・ 委託費（総合防災対策強化事業に限る。）

(6) 報告等

ア 本事業の経理は、「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」（昭和51年1月31日社施第25号）により行うものであるが、本事業の収支の内訳について、補助簿を設けるなど、明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

イ 市町村長は、本事業を実施した施設から別紙様式4を参考とした事業実績報告書を毎年4月末日までに提出させること。

ウ 市町村長は、本事業を実施した施設について、必要に応じて事業の検証を行うこと。

5 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率は、次の(2)から(4)までにより算定するものとする。

(1) 目的

民間施設においては、公立施設と比して、初任給等給与水準（諸手当を含む）、昇進その他の身分保障、住宅その他の福利厚生面などに格差を生じていることから、民間施設の措置費に加算し、公私間の格差の是正を図るものである。

(2) 基本分

なお、当該施設の「職員1人当たりの平均勤続年数」の算定は、次により行うものであること。

施設の区分	職員1人当たりの平均勤続年数	民間施設給与等改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A 階級	14年以上	16%	14%	2%
B 階級	12年以上14年未満	15%	13%	2%
C 階級	10年以上12年未満	13%	11%	2%
D 階級	8年以上10年未満	11%	9%	2%
E 階級	6年以上8年未満	9%	7%	2%
F 階級	4年以上6年未満	7%	5%	2%
G 階級	2年以上4年未満	5%	3%	2%
H 階級	2年未満	3%	1%	2%

なお、当該施設の「職員1人当たりの平均勤続年数」の算定は、次により行うものであること。

ア 算定の基礎となる職員は、当該施設に勤務するすべての常勤職員（嘱託医等臨時職員を除く。）とすること。

ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上、月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤職員とみなして算定すること。

イ 個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であつて社会福祉法第2条に定める施設のうち、いわゆる措置費の支弁対象となっている施設（軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、身体障害者福祉ホーム及び知的障害者福祉ホームを含む。）、支援費の支弁対象施設及び特別養護老人ホーム）における勤続年数を合算するものであること。

ウ 1施設当たりの職員平均勤続年数は、前記ア、イにより算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数で除して得た年数とする。

エ 市町村長は、前記ウの1施設当たりの職員平均勤続年数の算定に当たり、本加算を受けようとする施設から、別紙様式5-1を参考とした調書を提出させること。なお、加算の認定は当該年度の4月1日現在において行うものとし、その年度の中途において当該施設の職員に異動があつた場合にも再計算は行わないものであること。

オ 新たに開所される施設における当該施設の職員1人当たりの平均勤続年数の算定は、その開所する日現在において行うこと。

(3) 管理費特別加算分

ア 本加算分は、特に評価に値する優れた入所者処遇を行っている施設等に対し、管理費特別加算分として1%を加算するものとする。

イ 加算の対象となる施設は、次の事項のいずれかに該当する施設で、毎年度当初に加算対象施設を決定するものとする。

(ア) 入所者処遇等（給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等）が特に優良と認められる施設

(イ) 重度障害者、重複障害者等処遇困難な者を多数受け入れている施設

(ロ) 施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施している施設

(ハ) 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設

(ニ) 前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設等であつて、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設

(ホ) 以上の外、市町村長が特に必要があると認めた施設

ウ 留意事項

(ア) 市町村長は、本加算を受けようとする施設から、市町村長が適宜定めた様式に特別加算を受けようとする理由及び具体的内容等を記入したもの並びに必要な書類を添付して提出させるものとする。

なお、この場合、市町村長は施設側に事務的に過度の負担とならないよう配慮すること。

(イ) 本加算は管理費加算分として取り扱うが、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、

社援発第0312001号、老発第0312001号) (以下「運用の弾力通知」という。) の4のアにいう施設経理区分から、本部経理区分への繰入れ限度額には含まれないので留意すること。

(4) 管理費スプリンクラー設置加算分

ア スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年3月25日政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年4月1日自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(昭和62年10月27日消防予第189号)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している養護老人ホーム(平屋建等も含む。)に対し、管理費加算分として0.3%を加算する。

イ 市町村長は、本加算を受けようとする施設から別紙様式5-2を参考とした申請書及びスプリンクラー設備を設置したことを証明する書類(消防法施行規則第31条の3第4項にいう消防機関が発行する検査済証または当該設備整備工事の完了を証する書類の写し)を提出させること。

ウ 市町村長は申請書を審査し、設置の翌月から本加算を適用するものとする。

エ 本加算分は、運用の弾力通知の4のアにいう施設経理区分から本部経理区分への繰入れ限度額には含まれるものとする。

6 除雪費

(1) 対象経費

この経費の使途範囲は、地方公共団体の経営する施設以外の施設の建物、工作物、敷地内の専用道路等の除雪及び雪囲いを行うために要する費用であること。

(2) 対象施設

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年4月5日法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する施設で、地方公共団体の経営する施設以外の施設であること。

7 医師に係る人件費の取扱い

(1) 医師に係る人件費の単価の適用区分

人件費は、医師に係る人件費と医師以外の職員に係る人件費に分割し、医師に係る人件費の単価の適用は、次の区分によるものとする。

ア 「常勤医師の場合」

当該施設の就業規則等に定めるところにより常勤職員として勤務する場合

イ 「常勤医師でない場合」

ア以外の場合

(2) 単価の決定等

ア 単価は、当該施設の長の申請又は届出に基づき、市町村長が次により決定するものとする。

(ア) 市町村長は、(1)のアの単価の適用を受けようとする施設の長から、あらかじめ、別紙様式6-1を参考とした申請書を提出させるものとし、市町村長はこれに基づき、医師の勤務実態等を審査・確認のうえ(1)のアの単価の適用を決定すること。なお、この申請のない施設については(1)のイの単価とすること。

(イ) (1)のアの単価の適用後、(1)のイの単価に変更する事由の生じた場合には、市町村長は、当該施設の長から、速やかに別紙様式6-2を参考とした申請書を提出させるものとし、市町村長は、これに基づき(1)のイの単価の適用を決定すること。

イ アにより単価の変更をする場合は、その変更事由が生じた日の属する月の翌月分(ただし、その日が月の初日である場合はその月)から行うものとする。

ウ アの申請又は届出が実態と異なり過払いが生じた場合は、その相違が生じた時点まで遡って過払い分の精算をするものとする。

(3) 留意事項

医師に係る人件費については、次の基準に基づき、常勤医師の勤務実態等についての審査・確認等の強化を図るとともに、施設に対して常勤医師の人件費単価の適用の申請等を適切に行うこと。

常勤医師の単価が適用される医師は、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する医師とする。

なお、複数の非常勤医師により上記の内容を満たす場合には、全体として常勤医師単価1人分を適用して差し支えない。

また、施設長と兼務する場合には、施設長相当職員（施設長代行等）を配置するなどして入所者の処遇に支障が生じないように取り扱うこと。

8 老人短期入所加算

(1) 目的

在宅において生活することが一時的に困難となった者を短期間入所させた場合に、様々な援護を要することから、その処遇の向上を図るものである。

(2) 加算の対象

要支援又は要介護非該当者であり、かつ、高齢者虐待等により、在宅において生活することが一時的に困難となった者であって、介護保険の短期入所生活介護等の利用や、やむを得ない事由による短期入所の措置が著しく困難である者。

(3) 加算単価

対象となる入所者1人につき1日当たり 300円

(4) 認定方法

市町村長は、養護老人ホームへの短期入所の可否を判定するにあたっては、本指針を基にその必要性を検討すること。

なお、その際には、必要に応じ、入所判定委員会等を活用すること。

ただし、緊急を要すると市町村長が認める場合にあっては、利用申請手続等は、事後でも差し支えないものとする。この場合、手続はできるだけ速やかに行うものとする。

(5) その他

ア 原則として、入所の期間が概ね30日以内の者を対象とする。

ただし、やむを得ない場合には、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

イ 実施にあたっては、地域包括支援センター、福祉事務所及び民生委員等の関係機関等との十分な連携を図ること。

9 介護サービス利用者負担加算

(1) 目的

入所者が介護保険サービスを利用した場合に、その利用に係る利用者負担の一部について加算することにより、必要な介護サービスの利用を図る。

(2) 加算の対象

イ 養護老人ホームの入所者であって、介護保険サービスを利用した者。

(3) 加算額

ア 養護老人ホーム入所者のうち、介護保険サービスを利用した者に対し、当該者が支払

うべき介護保険サービスの利用者負担月額として必要とされる額に、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）別紙2の別表1の費用徴収基準に定める階層区分に応じて、下記に定める割合を乗じた額を加算する。

イ 費用徴収階層が39階層の者に係る介護サービスの利用料については、全額自己負担を原則とするが、これにより、当該者の経済状況が、加算を受ける他の入所者と比較し、不合理であると市町村が認めるときは、38階層の支弁割合を上限に加算を行うことができる。

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	100%	30	65%
2～22	99%	31	64%
23	95%	32	63%
24	91%	33	62%
25	86%	34	57%
26	81%	35	54%
27	76%	36	51%
28	71%	37	48%
29	66%	38	45%

(4) 認定方法

市町村長は、加算の認定を受けようとする施設から別紙様式7を参考とした申請書を提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合には加算対象施設として認定し、施設に速やかに通知するとともに、次の方法により加算すること。

ア 算定は、前月の居宅サービスの利用実績及び費用徴収階層等に基づき行うこと。

イ 申請に当たっては、次の書類を添付させること。

(ア) 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）に定める介護サービス計画書第7票等、加算の対象となる者による居宅サービスの利用状況（見込）が把握できるもの。

(イ) 加算の対象となるものの費用徴収階層が把握できるもの。

なお、継続して本加算を受ける者については、当該者の費用徴収階層が変更となった場合を除き、省略することができる。

別表

	社会復帰等自立促進事業			専門機能強化事業				総合防災対策強化事業
	施設入所者社会復帰促進事業	心身機能低下防止事業	処遇困難事例研究事業	介護機能強化事業	機能回復訓練機能強化事業	技術訓練機能強化事業	高度処遇強化事業	
1. 事業内容・目的	社会で活躍している施設経験者やアールコール	地域の児童、学生、老人クラブ等を定期的に招	在宅の寝たきり老人、認知症高齢者等の介護	家庭において、寝たきり老人、認知症高齢者	家庭において、寝たきり老人等の介護に当	在宅の老人、障害者等を対象として、技術	入所者に対する処遇の質の高い取り組みを支	施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難

	<p>中継から立ち直った者等を招き、社会復帰のための心構えや断酒のための生活方法等社会で自立生活を営むための必要な心構え、準備について情報交換を行うことにより、入所者の社会復帰を促進する。</p>	<p>へいし、入所者との座談会、レクリエーション及び身寄りのない入所者との一日親子等対話、交流の機会を設けることにより老人ホーム等入所者の孤独感の解消、生きがい高揚、認知症の進行防止、身体機能低下防止等を図る。</p>	<p>経験者を招き、近隣の施設の相談員、支援員等と共に処遇困難ケースについての研究会を行うほか、職員の施設間交流により新たな処遇技術等を体得させる。</p>	<p>等を抱え介護している家族等を対象として、介護方法についての相談に応じ、指導することを通じて、寝たきり老人等の多様な態様や、それに対応して家族で行っている様々な介護の方法、本人と家族との接触のあり方等の実態を把握し、知識を深める。</p>	<p>たっている家族等を対象として、機能回復訓練や補装具・自助具の装着等についての相談に応じ、指導することを通じて多様な需要や家庭の対応の実態等について把握し、知識を深める。また、在宅障害者等を招き入所者とともに訓練する機会を設け、相互の情報交換、励まし合い、自立意欲の向上等を図る。</p>	<p>修得の相談に応じ、指導することを通じて、多様な技術需要を把握し、入所者の訓練内容の充実、改善に資する。また、入所者との共同作業に参加させることにより、入所者と在宅の老人、障害者等相互の情報交換、励まし合い、自立意欲の向上等を図る。</p>	<p>援する。</p>	<p>誘導体制を充実する等施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。</p>	
<p>2. 実施方法 (例)</p>	<p>① 施設経験者等部外者を招へいし、講話、座談会を実施する。 ② 入所者の一般工場、事業所等への見学を集团的に実施する。</p>	<p>部外者招へいによる入所者との座談会、レクリエーション、一日親子等を実施する。</p>	<p>① 近隣施設の職員と共同で処遇困難な事例等の研究会を開催する。 ② 職員を県内又は県外の他の施設で実地研修させる。</p>	<p>パンフレット、スライド、ビデオ等により介護方法を助言、指導する。</p>	<p>パンフレット、スライド、ビデオ等により機能回復訓練、補装具、自助具の操作方法等を助言、指導する。</p>	<p>パンフレット、スライド、ビデオ等により技術修得のための作業訓練方法を助言、指導する。また、入所者との共同作業に参加させる。</p>	<p>①職員体制や施設等の運営体制等において個別ケア実現のための特別の取組を行う。 ②ソーシャルワーク機能の強化に資する教材を購入し、すべての生活相談員に対し研修を実施</p>	<p>入所施設 ①現体制では夜勤体制及び宿直体制の確保が困難な施設に宿直専門員を雇上げる等夜間巡視体制の強化を図る。 ②地域住民等への防災支援体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。</p>	<p>通・所・利用施設 ①地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。 ②職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</p>

							する。 ③事故防 止に資す る業務マ ニュアル の作成な ど、危機 管理（リ スクマネ ジメン ト）に関 する取組 を行う。	練等を実 施する。 ③ 職員 等への防 災教育、 訓練の実 施及び避 難具の整 備を促進 する。	
3. 加 算 単 価	30万円 以 内	30万円 以 内	30万円 以 内	15万円 以 内	15万円 以 内	15万円 以 内	15万円 以 内	45万円 以 内	15万円 以 内

別紙様式 略

(10) 人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて

○老人保護措置費の国庫負担(費用徴収基準)の取扱いについて

(昭和六三年五月二七日)

(社老第七四号)

(各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長あて厚生省社会局長通知)

標記については、「老人保護措置費の国庫負担について」(昭和四七年六月一日厚生省社第四五一号厚生事務次官通知)により行われているところであるが、費用徴収基準における「対象収入」及び「主たる扶養義務者」の取扱いを左記のとおりとし、昭和六三年七月一日から適用することとするので、取扱いの変更についての周知徹底に努め、円滑な実施が図られるよう格段の配慮をお願いします。

なお、昭和六三年六月三〇日以前から引き続き入所している者に係る「主たる扶養義務者」の認定については、2(4)は適用しないこととするので、留意されたい。

また、本通知の施行に伴い、昭和六一年六月一二日社老第七〇号本職通知は廃止する。

記

1 「対象収入」について

「対象収入」は、原則として前年の(1)収入として認定するもの((2)収入として認定しないものに該当するものは除く。)から(3)必要経費を控除した額とする。ただし、前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合は、当該年の収入又は必要経費を用いて「対象収入」を算定することができる。

(1) 収入として認定するもの

ア 年金、恩給等の収入

年金、恩給その他これに類する定期的に支給される金銭については、その実際の受給額を収入として認定すること。

イ 財産収入

土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、課税標準としては握された所得の金額を収入として認定すること。

ウ 利子、配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告がされる場合に限り、課税標準としては握された所得の金額を収入として認定すること。

エ その他の収入

不動産、動産の処分による収入その他の収入(老人ホーム入所前の臨時的な収入は除く。)については、課税標準としては握された所得の金額を収入として認定すること。

(2) 収入として認定しないもの

ア 臨時的な見舞金、仕送り等による収入

- イ 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭
- ウ 施設からいわゆる個人的経費として支給される金銭
- エ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- オ 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金で、公害健康被害補償法の補償給付に相当するもののうち、生活保護法において公害健康被害補償法の補償給付ごとに収入として認定しないものとして定める額に相当する額
- カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により支給される福祉手当等老人ホームに入所することにより支給されないこととなる金銭
- キ 児童手当法により支給される児童手当等法令により被措置者の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- ク 老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入
- ケ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でない判断される金銭

(3) 必要経費

- ア 所得税、住民税等の租税(ただし、固定資産税を除く。)
- イ 社会保険料又はこれに準ずるもの
- ウ 医療費(差額ベッド代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費をいう。ただし保険金等で補てんされる金額を除く。)
- エ その他
 - (ア) 配偶者その他の親族が被措置者の仕送りにより生活している場合において必要とされる仕送りのための費用
 - (イ) 災害により資産が損害を受けた場合において、これを補てんするために必要とされる費用
 - (ウ) やむを得ない事情による借金の返済
 - (エ) 自己の日常の用に供される補装具、身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるを得ない費用が被措置者にあると市町村長が認めるときは、その額を特別の必要経費として認定することができること。

2 「主たる扶養義務者」について

- (1) 「主たる扶養義務者」の認定は被措置者の扶養義務者(民法に定める扶養義務者をいう。(4)において同じ。))のうち、配偶者及び子について行う。
- (2) 「主たる扶養義務者」となる被措置者の配偶者又は子は、原則として、被措置者が入所の際被措置者と同一世帯にあった者(住居等の関係で別居していたが、主としてその配偶者又は子の仕送りにより被措置者が生計を維持していた場合等社会通念上同一世帯と同様と認められる者を含む。以下「出身世帯員」という。))とする。
- (3) (2)により、「主たる扶養義務者」となり得る者が二人以上ある場合は、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。

- (4) 出身世帯員でない被措置者の配偶者又は子は、被措置者が入所の際同一世帯に属していた被措置者の扶養義務者がいない場合に限り、次に定めるところにより、「主たる扶養義務者」とする。
- ア 当該配偶者又は子の所得税又は住民税の所得割の計算について、被措置者が所得税法第二条第一項第三号若しくは地方税法第二九二条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は所得税法第二条第一項第三号若しくは地方税法第二九二条第一項第八号に規定する扶養親族となっている場合は、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
- イ 当該配偶者又は子が健康保険、船員保険又は国家公務員等共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の被保険者又は組合員であって被措置者がこれらの制度の給付について当該配偶者又は子の被扶養者となっている場合(アに該当する被措置者の配偶者又は子が他にある場合を除く。)には、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
- ウ 当該配偶者又は子の給与の計算について被措置者が扶養親族として一般職の職員の給与等に関する法律第一条に規定する扶養手当その他これに準ずる手当の支給対象となっている場合(ア又はイに該当する被措置者の配偶者又は子が他にある場合を除く。)は、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。この場合において、「主たる扶養義務者」となり得る者が二人以上あるときは、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。
- エ アからウまでのいずれかに該当する被措置者の配偶者又は子がない場合は、被措置者への仕送りの状況、被措置者との間の資産面での関係の深さ等を勘案し、社会通念上、主たる扶養義務者と認められる被措置者の配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
- (5) (3)の場合における「主たる扶養義務者」の認定は、毎年度見直しを行うことを原則とするが、主たる扶養義務者が死亡又は行方不明になった場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月初日をもって見直しを行うこととする。
- (6) (4)の場合における「主たる扶養義務者」の認定については、見直しを行わない。

(11) 老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について

○老人保護措置費の国庫負担(費用徴収基準)の取扱い細則について

(昭和六三年五月二七日)

(社老第七五号)

(各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長あて厚生省社会局老人福祉課長通知)

老人保護措置費の国庫負担(費用徴収基準)については、「老人保護措置費の国庫負担について」(昭和四七年六月一日厚生省社第四五一号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)及び「老人保護措置費の国庫負担(費用徴収基準)の取扱いについて」(昭和六一年六月一二日社老第七〇号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)により行われているところであるが、その取扱いの細則について左記のとおりとすることとしたので留意されたい。

なお、本通知の施行期日は昭和六三年七月一日から施行する。また、本通知の施行に伴い昭和六一年六月一二日社老第七一号老人福祉課長通知は廃止する。

記

第一 次官通知関連

1 三人部屋以上の部屋に係る減額措置について(別表1—注2)

養護老人ホームの三人部屋以上の部屋の入居者に係る減額措置については、月の途中で部屋替えがあった場合には、その翌月から減額率の変更を行う。

2 同一の者が二人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合について(別表3—注3)

同一の者が二人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合には、最初に措置された者に着目して費用徴収基準月額を決定する。

3 主たる扶養義務者が、既に他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収されている場合には、本制度による費用徴収額は、次により算定された額とする。

費用徴収額＝別表3により算定した費用徴収額－他の制度による費用徴収額(100円未満切捨て。ただし、費用徴収額が1,000円未満の場合は徴収しない。)

4 当分の間の暫定措置について(別表1備考及び別表2備考)

当分の間の暫定措置については、次のように取扱う。

(1) 養護老人ホーム被措置者及び養護委託による被措置者に係る階層区分は、対象収入に応じて一～三九階層の階層区分で決定し、特別養護老人ホーム被措置者に係る階層区分は、対象収入に応じて一～四六階層の階層区分で決定するものである。

(2) 養護老人ホームの三人部屋以上の部屋の入居者に係る暫定措置の適用については「140,000円」は「140,000円×(1－減額率)」とする。

5 その他

(1) 被措置者が死亡した場合の被措置者又はその主たる扶養義務者からの徴収金は、死亡した日までの日割により計算する。

なお、被措置者に係る徴収金の納入告知等は、その相続人に対して行う。

(2) 主たる扶養義務者が死亡した場合の徴収金の取扱いについては、(1)と同様に行うこととする。

(3) 徴収金の額の決定に誤りがあった場合については、変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。ただし、被措置者又はその主たる扶養義務者については、次のように取扱うことができる。

ア 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が高い場合

誤認を発見した日の属する月の翌月初日をもって徴収額の変更決定を行う。ただし、明らかに被措置者又はその主たる扶養義務者の責に帰すべき事由により徴収額を誤って決定した場合には変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行う。

イ 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が低い場合

変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。既に納付済の徴収金があるときは、その差額分を返還(還付又は充当)する。

(4) 主たる扶養義務者の前年分の所得税の課税状況をは握するにあたって、一月ないし六月の間においては、その状況が不明である場合もあるので、前々年分の課税状況により階層を決定するものとする。

第二 局長通知関連

1 対象収入について

(1) 「前年」の対象収入の取扱い

前年の対象収入をは握するにあたって、一月ないし六月の間においては、その状況が不明である場合もあるので、前々年分の対象収入により階層を決定するものとする。

(2) 年度途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合の取扱い

ア 前年に比して収入が減少したり不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難となると市町村長が認めるときは、その事情の生じた時点を含む年における年間収入又は必要経費を推定しこれにより求めた対象収入に基づき階層区分の変更を決定することができる。

イ この階層区分の変更は、例外措置であるので原則として、被措置者からの申立てにより行うこととするが、被措置者が生活保護法による医療扶助を受ける等明らかに階層区分の変更が必要と認められる場合には申立ての有無にかかわらず変更決定を行うこととする。

ウ 申立てがあったときは、書類に所要事項を記載してもらいその妥当性を判断して決定する。

なお、収入が減少した場合に必要な経費についてその年の推定を行う必要はなく、また、必要経費が増加した場合に収入をその年の推定額におきなおさなければならないものではない。

エ 階層区分の変更は、変更が必要と認められる月(その月分を納入済のときは、その翌月)から行うこととする。

なお、入院により多額の医療費を必要とする場合には、入院した月については従前の階層区分で日割計算により徴収を行い、入院期間中は徴収せず、退院時において、階層区分の見直しを行う等の取扱いをしてさしつかえない。

オ ア～エの取扱いは、主たる扶養義務者についても同様とする。

(3) 収入として認定するものの取扱い

ア 年金、恩給等の収入

(ア) 年金、恩給等の収入には、公的給付であるか私的給付であるかを問わず、被措置者が受給権を有する定期的な給付は、「収入として認定しないもの」を除き、すべて含まれる。

したがって、労働者災害補償保険(休業補償給付、障害補償年金等)、企業退職年金、私的終身年金保険、入所前の勤労所得(給与所得の金額を収入として認定する。)、雇用保険(失業給付の基本手当)等は、これに該当する。

なお、老人保護措置費に係る「加算の特例」等の年金給付に代替して支給される性格の給付もこれに該当する取扱いとする。

(イ) 年金、恩給等の収入の収入とすべき時期は、その年金、恩給等の支給の基礎となる法令、契約、規程等により定められた支給日とする。

なお、さかのぼって年金、恩給等の受給権が生じ、一年分を超える年金、恩給等を受給したときは、一年分のみを収入として認定する。

(ウ) 外貨により支払われる年金等の邦貨換算は、所得税における取扱いに準じて、原則として支給日の相場により行う。

イ その他の収入

(ア) その他の収入には、譲渡所得、山林所得、一時所得(生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等)等が該当するが、この場合の「課税標準としては握された所得の金額」とは、所得税法第二二条第一項に規定する総所得金額、山林所得金額等のうちこれらの所得に係るものをいう。

なお、分離課税される譲渡所得については、租税特別措置法第三条第一項に規定する長期譲渡所得の金額又は同法第三二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額をいう。

(イ) 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定する。

(4) 必要経費の取扱い

ア 所得税、住民税等の租税

例示されている租税以外の必要経費として認められる租税には、相続税、贈与税が該当し、その他の租税は市町村長が特別の事情があると認めた場合について該当する取扱いとする。

イ 社会保険料又はこれに準ずるもの

(ア) 社会保険料とは、国民健康保険の保険料、国民健康保険税等、所得税法第七四条第二項に規定するものをいう。

(イ) 社会保険料に準ずるものには、所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金が該当する。

ウ 医療費

(ア) 医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取扱う。

したがって、通院費、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師による施術費は医療費に含まれるが、疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費は医療費に該当しない。

(イ) 医療費は、支払った医療費の総額から保険金等で補てんされる金額を控除した額の全額について、必要経費として認められるものであり、所得税法における控除額の取扱いと異なるものである。

(ウ) 医療費の額の算定に当たって医療費を補てんする保険金等の額が確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて行うものとする。

この場合において後日、当該保険金等の見込額が当該確定額と異なることとなったときは、その判明した日の属する月の翌月初日をもって変更決定を行う。

なお、その際の差額の取扱いについては第一の5の(3)によるものとする。

エ 配偶者等に対する仕送りのための費用

(ア) 配偶者その他の親族の範囲は、原則として配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は民法に定める扶養義務者とするが、特別の事情がある場合には、民法第七二五条に規定する親族までとすることができる。

(イ) 仕送りのための費用については、その地域における標準的な生計費を参考として、市町村長が設ける限度額から仕送りを受ける配偶者等の収入を控除した額の範囲内においてその実際の仕送り額を特別の必要経費として認める。

なお、この限度額の決定は市町村長の判断により行うものであるが、努めてその算定の基本的考え方を都道府県単位で統一するものとする。

(ウ) 配偶者等が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している場合における標準的な生計費は、いわゆる個別的日常費に相当する額とし、軽費老人ホームに入所している場合には個別的日常費に相当する額に軽費老人ホーム利用料を加えた額として取扱うものとする。

(エ) 被措置者の仕送りにより生計を維持されている配偶者等の租税、社会保険料、医療費は、仕送りのための費用とは別に、それぞれ租税、社会保険料、医療費として必要経費と認める。

オ やむを得ない事情による借金の返済

やむを得ない事情による借金の返済としては、原則として入所前の被措置者本人に係る借金であって、やむを得ない事情によるものの返済(住宅ローンの返済、世帯更生資金の返済等)の場合に限り認められるものであるが、入所後において配偶者等が被措置者の仕送りにより生計を維持されている場合であって、医療費等不意に支出せざるをえない状況のもとにおいて、借金をしている場合の返済についても同様の取扱いをしてさしつかえない。

カ その他の必要経費

(ア) 必要経費には、被措置者の意志により任意に負担するもの

例えば、交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄附金等の費用は該当しない。老人ホーム入所前の生活費、軽費老人ホーム利用料等、入所により支出する必要のなくなる費用も同様とする。

(イ) 離婚に伴う慰謝料の支払は、必要経費として認めることができる。

(ウ) 生命保険料は原則として必要経費に該当しない。

しかしながら、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益をうけるものについては、必要経費として認めることができる。

(エ) 住宅維持費(損害保険料を含む。)は、原則として必要経費に該当しない。

しかしながら、入所前に自己の居住の用に供していた住宅で居住する者がなく、また賃貸も困難な場合には、通常必要とされる住宅維持費を必要経費として認めることができる。

(オ) 必要経費の認定は市町村長が行うが、その認定の際領収証等のないものについては、施設長の証明によってさしつかえない。

2 主たる扶養義務者について

(1) 世帯とは、社会生活上現に家計を共同して消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をいい、世帯の認定については、生活保護法の取扱いに準じて行うものとする。なお、養護老人ホームへの入所措置にあたり、いわゆる世帯分離の取扱いをした場合であっても、これは入所要件に関する便宜的な取扱いであり、別世帯として認めることはないので、あくまでも同一世帯であることには変更がないものである。

(2) 養子は、縁組の日から養親の嫡出子たる身分を取得し、養親等の扶養義務者となるが、実親及びその親族との間には何等の影響を及ぼさず、その扶養義務者としての地位は失われるものではない。

(3) 主たる扶養義務者に関する事実認定は、市町村長の判断により行うものである。

3 その他

主たる扶養義務者の認定等に関する取扱いについて著しい不合理が生じる特別の事情がある場合には、市町村長の判断により適当な措置をとることができるものとする。